

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考																							
<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 専門職員の給与は、<u>勤務1か月当たりの給与(以下「月給」という。)</u>又は<u>勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)</u>並びに諸手当とする。</p> <p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 564 1016 1043"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)月給</td> <td rowspan="3">一の月の初日から末日まで</td> <td rowspan="3"><u>給与を月給として支給される専門職員にあつては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあつては、翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u></td> </tr> <tr> <td>(2)時間給</td> </tr> <tr> <td>(3)諸手当 住居手当 通勤手当</td> </tr> <tr> <td><u>超過勤務手当</u></td> <td>一の月の初日から末日まで</td> <td><u>翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>給与を時間給として支給される専門職員で、前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。</u></p> <p>(給与の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>専門職員の月給は、別表に定める専門職員俸給表に定める号俸と俸給月額を基礎として支給する。</u></p> <p>3 (略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1)月給	一の月の初日から末日まで	<u>給与を月給として支給される専門職員にあつては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあつては、翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u>	(2)時間給	(3)諸手当 住居手当 通勤手当	<u>超過勤務手当</u>	一の月の初日から末日まで	<u>翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u>	期末手当		(略)	<p>本則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 専門職員の給与は、勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)<u>及び諸手当とする。</u></p> <p>(給与の計算期間及び支給日)</p> <p>第4条 専門職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1081 564 1917 863"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)時間給</td> <td rowspan="3">一の月の初日から末日まで</td> <td rowspan="3">翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</td> </tr> <tr> <td>(2)諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u></td> </tr> <tr> <td>期末手当</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の給与を支給する日においてその差額を追給し又は控除する。</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(1)時間給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)	(2)諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u>	期末手当	(略)	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																							
(1)月給	一の月の初日から末日まで	<u>給与を月給として支給される専門職員にあつては、その月の17日、給与を時間給として支給される専門職員にあつては、翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u>																							
(2)時間給																									
(3)諸手当 住居手当 通勤手当																									
<u>超過勤務手当</u>	一の月の初日から末日まで	<u>翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)</u>																							
期末手当		(略)																							
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																							
(1)時間給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)																							
(2)諸手当 通勤手当 <u>超過勤務手当</u>																									
期末手当			(略)																						

<p>(住居手当)</p> <p><u>第5条の2 給与を月給として支給される専門職員のうち、雇用予定期間が3箇月以上である専門職員については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第27条に定める常勤職員の例に準じて、住居手当を支給することができる。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額及びこれに対する都市手当相当の額の合計額を基礎として、6月に支給する場合には100分の187、12月に支給する場合には100分の202を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた<u>一週当たりの勤務時間を40</u>で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p><u>第8条の2 給与を月給として支給される専門職員が欠勤した場合は、次条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p><u>第8条の3 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。</u></p> <p>2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(職員給与規程の準用)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 <u>職員給与規程第4条の規定は、給与を月給として支給される専門職員について準用する。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規程により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合には100分の187、12月に支給する場合には100分の202を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた<u>1週間当たりの勤務時間を40</u> (1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75) で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(職員給与規程の準用)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(削る)</p>	
---	--	--

附 則 (25細則第5号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。